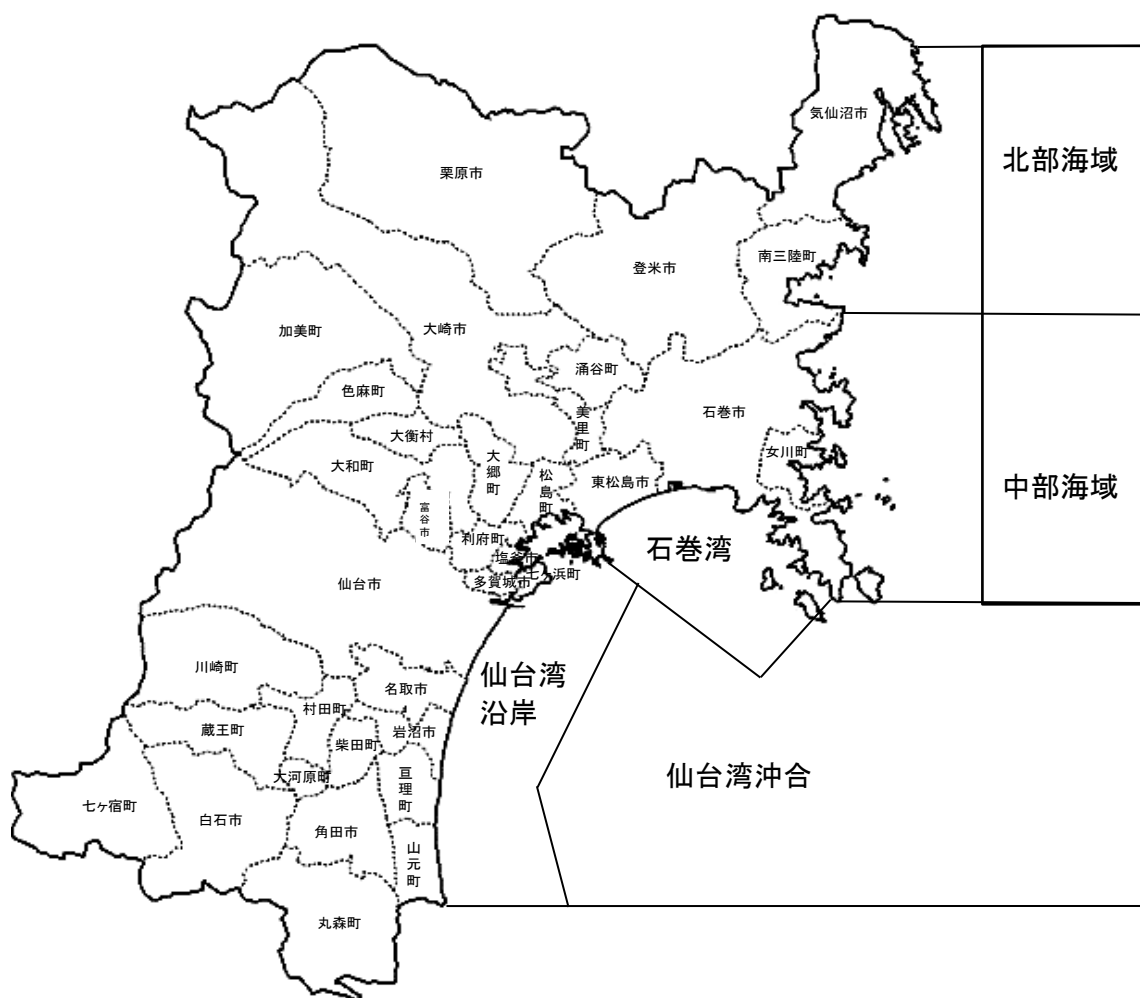


宮城県の貝毒監視海域の区分

5海域(アカガイ)



- 1 北部海域 (岩手県陸前高田市と気仙沼市との境～南三陸町と石巻市北上町との境)
- 2 中部海域 (南三陸町と石巻市北上町との境～石巻市黒崎)
- 3 石巻湾 (石巻市黒崎～金華山山頂と石巻市砥面出しとを結ぶ線上金華山山頂から十海里の点～東松島市宮戸波島灯台を結ぶ線と海岸線に囲まれた区域)
- 4 仙台湾沿岸 (東松島市宮戸波島灯台～東松島市波島灯台から金華山山頂と石巻市砥面出しとを結ぶ線上金華山山頂から十海里の点を結ぶ線と阿武隈川河口中央から正東七海里の点から石巻市日和山を結ぶ線との交点～阿武隈川河口中央から正東七海里の点～宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界線から正東九海里の点～宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点を結ぶ線と海岸線に囲まれた区域)
- 5 仙台湾沖合 (中部海域以南の海域のうち、宮城県漁業調整規則に規定されている小型底びき網漁業禁止区域より沖合の海域)